

平成 21 年 8 月 19 日
防 衛 省

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

「自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案」につきましては、平成 21 年 6 月 19 日から同年 7 月 18 日までの間、御意見を募集したところ、5 通（5 件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の対応方針につきましては、別紙のとおりとりまとめましたので御報告いたします。

また、御意見を踏まえた修正及び技術的修正（別紙参照）を加え、平成 21 年 8 月 18 日に公布されたことを併せて御報告いたします（平成 21 年防衛省令第 13 号。添付ファイル参照。）。

なお、同省令案第 33 条、第 60 条、第 86 条の 15 及び第 86 条の 23 については、当該改正に伴う条の繰り下げ等であり、当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、行政手続法第 43 条第 5 項に基づく結果の公示をいたします。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省運用企画局運用支援課

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線 20592

F A X：03-5229-2145

○いただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	当省の考え方
第 8 6 条の 9（所有者等の確認） 所有者等の確認の方法として、案では「登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類による調査その他の方法」とあるが、登記簿、戸籍簿及び住民票は、書類（いわゆる「紙ベース」）の場合もあるが、これらは磁気ディスク等の電磁的記録により調製されることが多い。 一般的な（法令）用語の意味として「書類」には、電磁的記録を含まない。従って、案文にあるように「その他の書類」として登記簿や戸籍簿等を例示的に列举するとなると、これらのうち電磁的記録により調製された簿冊又は記録の調査については、所有者等の確認方法の対象から漏れてしまうことになる。 また、実際に調査をする場合は、これらの書類や記録を直接閲覧するのではなく、これらの謄抄本、記載事項証明及び「住民票の写し」等を公用で請求して、所有者の確認をするものと思われるが、このような方法についても可能となるように、字句の整理が必要かと考える。	ご指摘を踏まえ、所要の修正をします（具体的な修正は新旧対照表参照）。
第 8 6 条の 9（所有者等の確認） 当該条文には「可能な限り」という記述があるが、その表現であると、手を尽くしたことを表明する必要があるが、戦時において調査することは困難であると考えられる。「可能な確認」をするだけでも大変な手間がかかるため現実的ではなく、他方で、「可能な限り」の調査を尽くさなければ担当者は不作為責任を問われ訴訟を提起されかねない。当該表現を「状況により合理的な範囲において」に変	公用令書の交付に当たって、土地の所有者等を確認することは当然のことであり、手続きに瑕疵がないよう、本条ではその点を確認的に規定しており、また、ご指摘のように、所有者の確認が武力攻撃事態等においてなされるものであり、調査が困難である場合も考慮し、他の法令の用例も参照しつつ、「可能な限り」と規定しています。

更すべきである。	
第 8 6 条の 9（所有者等の確認） 収用する物資や土地が「戦時における文民の保護に関する 1 9 4 9 年 8 月 1 2 日のジュネーブ条約（第 4 条約）」の被保護者（外国人）の所有のものである場合の配慮が必要であり、当該条約における被保護者や領域退去者の私有財産の可能性について、被保護者情報局や国際赤十字委員会への確認行為も含めるべきである。	ご指摘の「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（第四条約）」（昭和 2 8 年条約第 2 6 号）では、紛争当事国の領域等における被保護者に対する人道的な取扱等について規定しています。 これらの趣旨も踏まえ、自衛隊法第 1 0 3 条では、防衛出動命令下においても慎重な手続きに基づく適正な処分を担保するため、国民であるか被保護者であるかを問わず、処分の相手方に対する公用令書の交付について規定しており、さらに、今般改正予定の省令において、公用令書交付に当たっての手続きや様式等を規定しています。 したがって、ご指摘のような確認行為は不要であると考えております。
第 8 6 条の 1 7（公用令書の事後交付に係る相手方への通知） 遠方にいる者に対する通知として電信又は電話が通じればよいが、有事において破壊されるのがこれらの通信インフラであることを考慮すると、不通である場合が多いと考えられ、これらの手段が使えない場合の代替手段として、官報や役場の公示掲示板への掲載をもって代えるなどの手段も必要ではないか。	自衛隊法施行令第 1 3 2 条第 2 号では、公用令書を事後に交付することができる場合として、公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住するなどの理由により、当該相手方に公用令書を交付することが著しく困難である場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したときを規定しています。 本条では、当該通知の手段として、電信又は電話を規定しておりますが、一般的に、電信又は電話に使用される回線や無線はネットワーク化されており、代替性に優れていることから、仮にその一部に攻撃を受けたとしても、影響は小さいものと考えられます。 また、通信インフラが攻撃された場合であっても、自衛隊法第 1 0 4 条では、防衛出動

	時において、緊急を要する通信を確保するため、防衛大臣は総務大臣に対し、必要な措置をとるよう求めることができる旨規定されていることから、方面総監等が物資の収用等を行う場合において、相手方に電信又は電話により通知を行う場合には、残存する回線等について、優先的な利用を求めることなどができます。 なお、防衛出動命令下においては、内容の通知を速やかに行う必要があることから、ご指摘の公示送達等について、本条には規定しておりません。
本省令案にある公用令書類は、自衛隊が受令者に示すものであるが、その業務従事命令を受令したことや収用された状況を第３者に示すものではないため、その事実を知らない第３者によってその状態を無効にされる可能性もあるため、履行を確実にするために、第３者に明示するのに適した令状やステッカー等を定める必要があるのではないか。	自衛隊法第１０３条第１項から第４項までに係る処分は、都道府県知事と当該処分を要請した者が必要な事項を協議して定めること等により、適切に物資の収用等が行われるものと考えています。 また、公用令書を受領者が第三者に示すことにより、ご指摘の「業務従事命令を受令したことや収用された状況を第３者に示す」ことも可能であると考えます。

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（抜粋）

（下線部分は意見公募手続を実施した命令等との差異）

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
（所有者等の確認） 第八十六条の九 法第百三条第七項本文の規定による公用令書の交付は、令第百三十一条各号（第五号を除く。）に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の所在について、登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類<u>又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>による調査その他の方法により、可能な限り確認した上で行うものとする。 2～5（略）	（所有者等の確認） 第八十六条の九 法第百三条第七項本文の規定による公用令書の交付は、令第百三十一条各号（第五号を除く。）に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の所在について、登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類による調査その他の方法により、可能な限り確認した上で行うものとする。 2～5（略）

新旧対照表（技術的修正）

（下線部分は意見公募手続を実施した命令等との差異）

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
別表第十三その五（第八十六条の七関係） （裏 面） 注意事項 「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。（例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する（従事者種別を記入）を（人数を記入）名」（医療業務関係）、事業者の場合には、「（建築物を記入）を（数量を記入）建設」（土木建築工事関係）、「（輸送物資）を（輸送手段）により輸送」（輸送業務関係）） 「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。（例えば、「（地域を記入）において」、「（出発地を記入）から（到着地を記入）の間」）。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。 「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）等を記載する。 「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要性等について記載する。 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。 「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まっている場合は、その旨を記載する。（例えば、「（業務を記入）の細部事項については（防衛大臣又は方面總監等のうち該当者を記入）が別途指定する。」） 注：1 出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。 2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要となる場合には、自衛隊法第88条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。 なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含めず、これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとする。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社については、当分の間、同様の措置をとるものとする。	別 （裏 面） 注意事項 「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。（例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する（従事者種別を記入）を（人数を記入）名」（医療業務関係）、事業者の場合には、「（建築物を記入）を（数量を記入）建設」（土木建築工事関係）、「（輸送物資）を（輸送手段）により輸送」（輸送業務関係）） 「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。（例えば、「（地域を記入）において」、「（出発地を記入）から（到着地を記入）の間」）。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。 「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）等を記載する。 「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要性等について記載する。 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。 「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まっている場合は、その旨記載する。（例えば、「（業務を記入）の細部事項については（防衛大臣又は方面總監等のうち該当者を記入）が別途指定する。」） 注：1 出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。 2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要となる場合には、自衛隊法第88条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。 なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含めず、これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとする。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社については、当分の間、同様の措置をとるものとする。

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
別表第十七（第八十六条の十九関係） （裏面） 注意事項 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。 都道府県知事に対して処分の取消しを要請する場合としては、次の例が挙げられる。 1 処分の内容に変更があった場合（物資の収用を除く。） （1）ある病院のA棟を管理するという内容を予定していたところ、これをB棟の管理に変更とした場合、A棟に対して取消し、B棟について新たな処分となる。 （2）医療に従事することを命ずる者として医師5人、看護師4人及び臨床検査技師1人を予定していたところ、実際には、医師2人のみが業務に従事することに変更とした場合、医師3人、看護師4人及び臨床検査技師1人について取消しとなる。 （3）ある土地、家屋、物資について、終了の期日があらかじめ決定していない場合で、使用の開始から一定の期間後の特定した日までの間使用することを予定していたところ、実際には、特定した日より前の日までの使用に変更とした場合、期間を短縮するため、当該使用について一部取消しとなる。 2 処分の内容に変更があった場合で、公用令書の交付と実際の収用との時間に差がある場合（物資の収用に限る。） 原則として物資の収用時に公用令書を交付するため、公用取消令書の交付は想定されないが、実際には交付と収用が同時に行われず、公用令書の交付後に当該物資の全部又は一部について収用する必要がなくなる場合が考えられる。この場合、所有者の保護の観点から、物資の収用に係る公用取消令書を交付する必要が生じることとなる。 なお、物資の収用により国が取得した物品については、物品管理法等の会計法上の手続が適用され、余剰物品が生じたとしても返還等の措置を取り得ないことから、返還等の措置の前提となる公用取消令書は交付されない。	別表第十七（第八十六条の十九関係） （裏面） 注意事項 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。 都道府県知事に対して処分の取消しを要請する場合としては、次の例が挙げられる。 1 処分の内容に変更があった場合（物資の収用を除く。） （1）ある病院のA棟を管理するという内容を予定していたところ、これをB棟の管理に変更とした場合、A棟に対して取消し、B棟について新たな処分となる。 （2）医療に従事することを命ずる者として医師5人、看護師4人及び臨床検査技師1人を予定したところ、実際には、医師2人のみが業務に従事することに変更とした場合、医師3人、看護師4人及び臨床検査技師1人について取消しとなる。 （3）ある土地、家屋、物資について、終了の期日があらかじめ決定していない場合で、使用の開始から一定の期間後の特定した日までの間使用することを予定していたところ、実際には、特定した日より前の日までの使用に変更とした場合、期間を短縮するため、当該使用について一部取消しとなる。 2 処分の内容に変更があった場合で、公用令書の交付と実際の収用との時間に差がある場合（物資の収用に限る。） 原則として物資の収用時に公用令書を交付するため、公用取消令書の交付は想定されないが、実際には交付と収用が同時に行われず、公用令書の交付後に当該物資の全部又は一部について収用する必要がなくなる場合が考えられる。この場合、所有者の保護の観点から、物資の収用に係る公用取消令書を交付する必要が生じることとなる。 なお、物資の収用により国が取得した物品については、物品管理法等の会計法上の手続が適用され、余剰物品が生じたとしても返還等の措置を取り得ないことから、返還等の措置の前提となる公用取消令書は交付されない。

定めた命令等

別表第二十二（第八十六条の二十四関係）

（裏 面）

〔都道府県知事
防衛大臣
方面総監等〕 殿

（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の 相違の有無及び内容	
相 違 の 理 由	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和28年法律第185号）第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

- 1 「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の台は良好、（物資を記入）の台が不良（故障）」）
 - 2 「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「年 月 日」）
 - 3 「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違がある場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（（物資を記入）の（数量を記入）減）」）
 - 4 「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違がある場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合は、空欄とし、又は斜線を引く。
- なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第125条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
2 報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができます。

意見公募手続を実施した命令等の案

別表第二十二（第八十六条の二十四関係）

（裏 面）

〔都道府県知事
防衛大臣
方面総監等〕 殿

（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の 相違の有無及び内容	
相 違 の 理 由	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和28年法律第185号）第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

- 1 「取扱物資の保管状況」は、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の台は良好、（物資を記入）の台が不良（故障）」）
 - 2 「確認した年月日」は、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「年 月 日」）
 - 3 「記載事項との間の相違の有無及び内容」は、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違がある場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（（物資を記入）の（数量を記入）減）」）
 - 4 「相違の理由」は、公用令書の記載事項との間の相違がある場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合は、空欄とし、又は斜線を引く。
- なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第125条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
2 報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができます。

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
別表第三十一（第八十八条の十関係） 別表第三十一（第八十八条の十関係） 年 月 日 （警察署長） 殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による道路使用通知書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16（道路交通法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。 記 1 道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先 2 道路使用の目的 3 道路使用の場所又は区間 4 道路使用の期間 5 道路使用の方法又は形態 6 その他参考事項 備考：1 「道路使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく防御施設の構築のため」等） 2 「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。（例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」等）	別表第三十一（第八十八条の十関係） 別表第三十一（第八十八条の十関係） 年 月 日 （警察署長） 殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による道路使用通知書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16（道路交通法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。 記 1 道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先 2 道路の使用の目的 3 道路使用の場所又は区間 4 道路使用の期間 5 道路使用の方法又は形態 6 その他参考事項 備考：1 「道路の使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく防御施設の構築のため」等） 2 「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。（例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」等）

